

神 栖 市
学校適正規模適正配置基本計画
(改訂版)

平成28年10月
神栖市教育委員会

目 次

第1章	はじめに	1
第2章	基本計画の改訂にあたって	2
1	基本計画改訂の趣旨	2
2	基本計画改訂の留意点	2
第3章	市立小・中学校の状況	3
1	推移と現状	3
2	将来の推計	9
第4章	学校の適正規模・適正配置の必要性	19
1	学校の役割	19
2	指導体制の充実	20
3	充実した教育環境づくりの推進	20
第5章	適正規模・適正配置の基本的な方針	21
1	適正化の基本的な考え方	21
2	適正化の基準	22
第6章	適正規模・適正配置の手法	23
1	適正化の手法	23
2	適正化の手順	23
3	特に留意する事項	24
第7章	適正化に向けた今後の取り組み	25
1	早期に取り組むべき事案	26
2	実施計画の策定について	26
3	基本計画の見直しについて	26
第8章	神栖市立幼稚園の適正化	26

《資料》 関係法令

平成27年度神栖市立学校適正規模適正配置検討委員会での提言内容（抜粋）

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（要旨抜粋）

第1章 はじめに

全国的な少子化の中、本市においても、市内小中学校で学校の小規模化が進み、児童生徒の人間関係の固定化や多様な価値観とのふれあいの減少、学級数の減少に伴う教職員数の減少など、小規模化に伴う教育上や学校運営上の様々な課題が指摘されています。

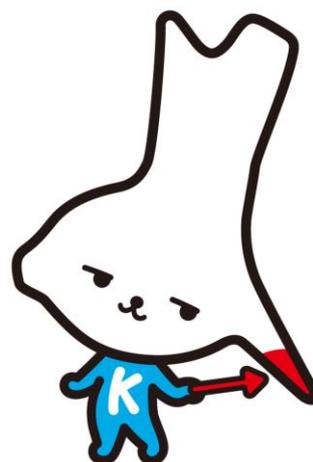
神栖市教育委員会は児童生徒のよりよい教育環境の整備と、教育の質のさらなる充実を目的とした学校の適正規模及び適正配置を推進するため、平成22年度に、期間を平成31年度までの10年間とし基本計画を策定しました。

策定後は、平成23年6月に矢田部幼稚園が植松幼稚園に編入したほか、波崎東小学校と明神小学校が統合により平成24年4月に波崎小学校として開校し、また平成25年4月には若松幼稚園がうずも幼稚園に編入されるなど、計画に基づく取組が行われてきたところです。

一方、国においては、文部科学省では約60年ぶりに学校の統廃合に関する見直しが行われ、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（以下「適正化の手引き」）が策定され小規模校に対する対応の目安など学校統合に当たっての指針等が示されました。

また、国において「子ども・子育て支援新制度」が開始されたこと等を踏まえ、市において平成27年12月に「神栖市子どものための施設等再編基本計画」を策定し、幼稚園や保育所、認定こども園等に係る今後の再編整備の方針を定めたところです。

これらの状況に加え、本市においては現計画において予測された児童数の状況と異なっている学校もあることから、改めて市内小中学校の状況や将来の推計を検討・協議し、次世代を担う子どもたちのため教育環境を整備するため、今回基本計画の改訂を行うものです。



第2章 基本計画の改訂にあたって

1 改訂基本計画の趣旨

市内小中学校における小規模校化の進行、大規模校化している学校について、将来にわたって義務教育の教育環境を整え、教育の質のさらなる向上を図り、豊かな心と確かな学力、たくましく生きる力を身につける環境づくりを目指すものとします。なお、計画の期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間としますが、社会情勢による児童生徒数の大幅な変化や法令等の改正等により、必要に応じて見直しを図るものとします。

2 改訂基本計画の留意点

学校の適正規模適正配置を考える上では、最初に学校の果たす役割を再確認する必要があります。義務教育を行う小中学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を培うことを目的としています。このため、学校は、知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけさせることが重要です。

そのためには、学校はクラス替えができる一定の規模が確保されていることや、教職員においても、バランスの取れた配置がなされていることが望ましいと考えます。こうした教育的な観点を踏まえ、市立小中学校の適正規模適正配置について、学識経験者、学校等の代表、学校保護者の代表者等で構成する「神栖市立学校適正規模適正配置検討委員会」（以下「検討委員会」）を開催、改めて基本的な考え方や具体的な方策について検討し、平成28年3月に提言をいただきました。神栖市ではこの「提言書」の内容を尊重しながら、神栖市学校適正規模適正配置基本計画の改訂を行います。

同時に学校は地域コミュニティの核としての性格を有し、地域によっては防災拠点などの要素も持っており、学校の適正規模適正配置は、保護者や地域住民の理解と合意に基づいて実施することが重要です。

このため、学校の適正規模適正配置の実施手順を示し、その検討や取組内容、保護者や地域住民の意向が反映されるとともに、保護者や地域住民、行政が一体となって取組んでいくことができるような計画とします。

第3章 市立小・中学校の状況

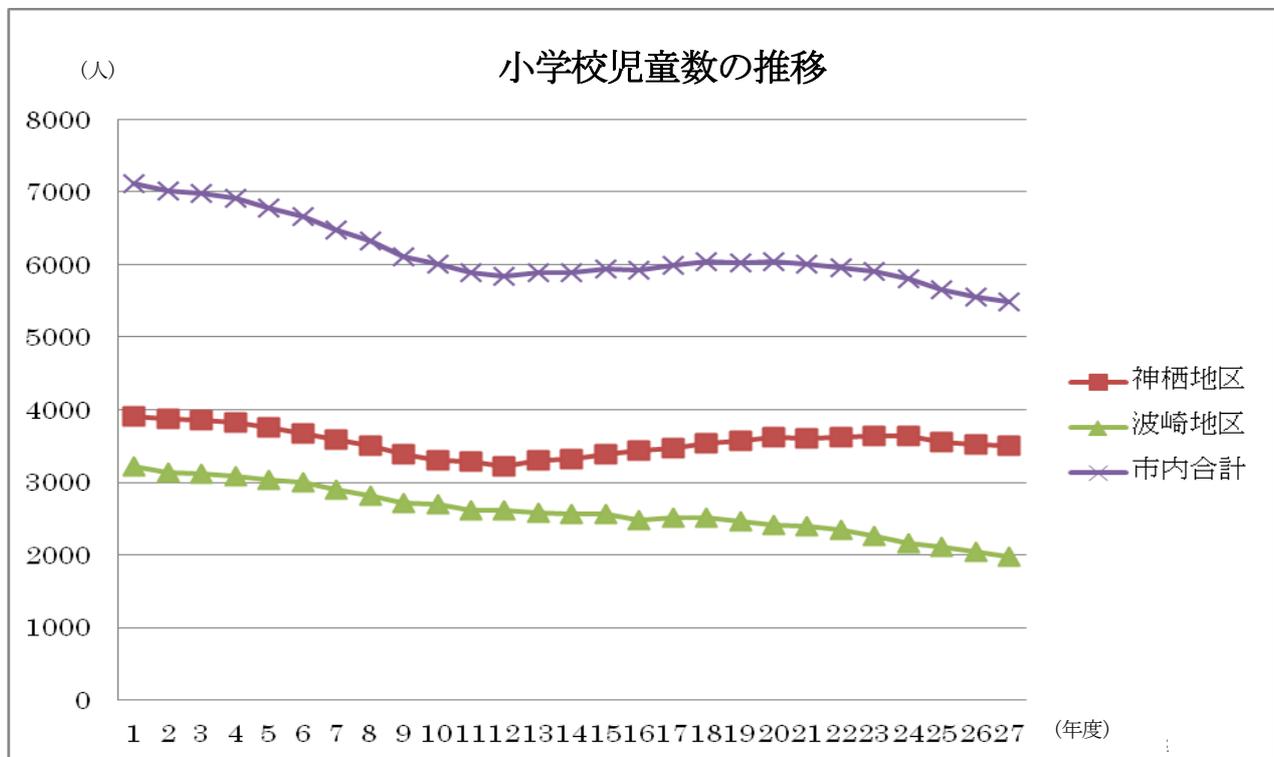
1 推移と現状

(1) 長期的な推移

① 小学校児童数

平成元年度以降，市内各小学校の児童数は基本的には減少傾向にあります。

平成12年度以降20年度までは，微増から横ばいで推移していましたが，平成21年度以降は再び減少しています。地区別では，神栖地区は，微増から微減に転じており，波崎地区は継続的に減少しています。

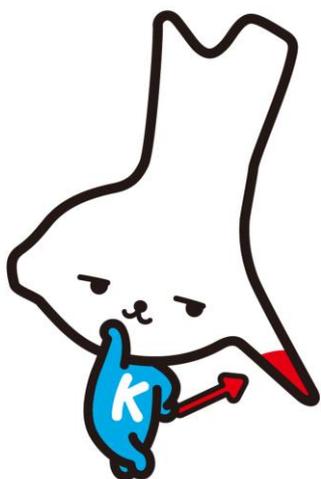
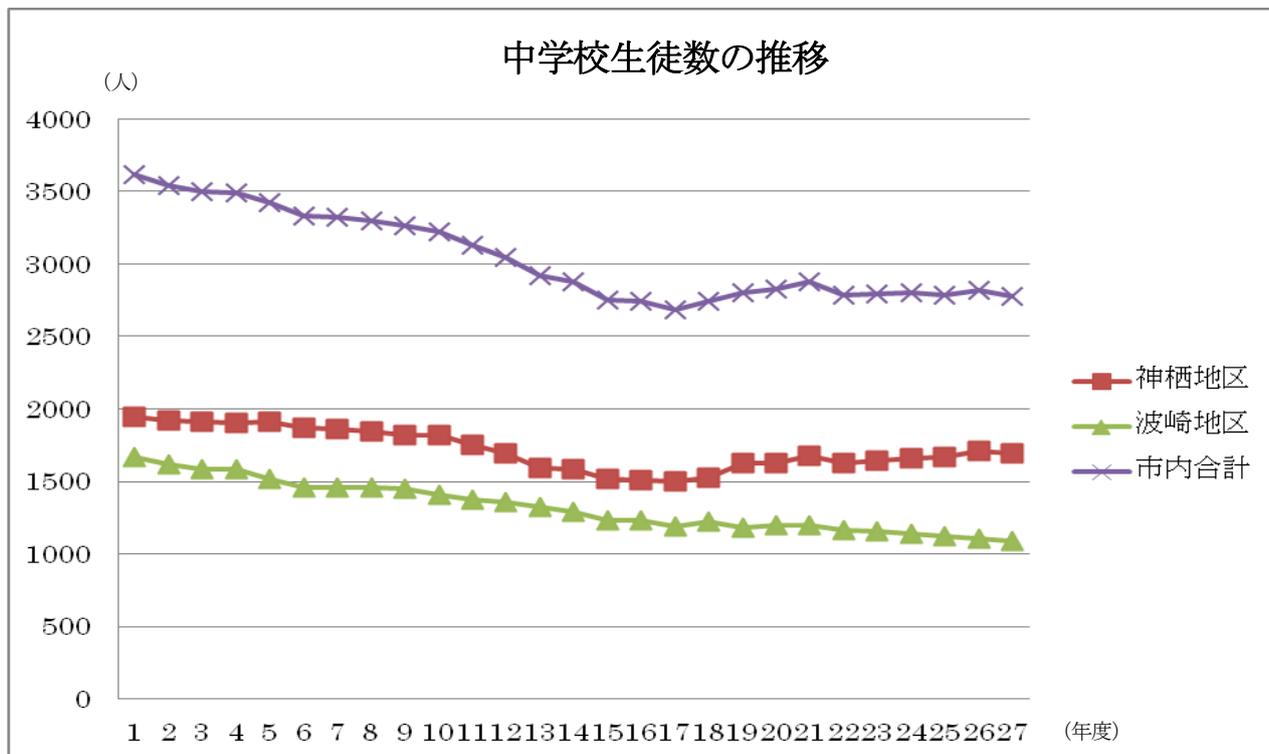


②中学校生徒数

小学校同様に、市内各中学校の生徒数は基本的には減少傾向にあります。

平成17年度以降22年度までは、微増で推移していましたが、平成23年度以降は横ばいとなっています。

地区別では、神栖地区では、減少から微増に転じており、波崎地区は継続的に減少しています。



(2) 現計画策定以降の変化

小中学校の状況は、現計画が策定された平成22年度以降5年間で、以下のように変化しています。

(ア) 児童生徒数

①小学校

市全体で478人減少しており、地区別では、特に波崎地区が大きく(376人)減少しています。50人以上減少している学校が全体で4校(軽野東、波崎、植松、土合)あります。

(単位：人)

	息栖	軽野	軽野東	大野原	横瀬	大野原西	深芝	神栖地区合計
H22	692	400	379	524	546	428	645	3,614
H27	707	403	316	489	557	426	614	3,512
増減	15	3	▲ 63	▲ 35	11	▲ 2	▲ 31	▲ 102

	波崎※	波崎西	矢田部	植松	土合	太田	須田	柳川	波崎地区合計	市合計
H22	323	261	109	676	312	230	291	147	2,349	5,963
H27	261	229	79	552	243	220	274	115	1,973	5,485
増減	▲ 62	▲ 32	▲ 30	▲ 124	▲ 69	▲ 10	▲ 17	▲ 32	▲ 376	▲ 478

※波崎小学校のH22の数字は波崎東小学校と明神小学校の合計

②中学校

小学校と異なり、市全体では大きな変化はありませんが、学校別に見ると、50人以上増加している学校が2校(神栖二中、波崎四中)ある一方、50人以上減少している学校が2校(波崎一中、波崎三中)あります。

(単位：人)

	神栖一中	神栖二中	神栖三中	神栖四中	神栖地区合計	波崎一中	波崎二中	波崎三中	波崎四中	波崎地区合計	市合計
H22	292	555	350	425	1,622	319	213	386	248	1,166	2,788
H27	305	633	315	440	1,693	260	194	315	318	1,087	2,780
増減	13	78	▲ 35	15	71	▲ 59	▲ 19	▲ 71	70	▲ 79	▲ 8

(イ) 学級数

①小学校

適正規模の基準に関わる学級数は、市全体で2学級減少しています。

地区別では、波崎地区の減少が大きく（6学級）、全体の学校別では、2学級増が2校（大野原、大野原西）、3学級減少が1校（植松）あります。

(単位：教室)

	息栖	軽野	軽野東	大野原	横瀬	大野原西	深芝	神栖地区合計
H22	23	12	12	16	18	12	20	113
H27	22	13	12	18	18	14	20	117
増減	▲ 1	1	0	2	0	2	0	4

	波崎※	波崎西	矢田部	植松	土合	太田	須田	柳川	波崎地区合計	市合計
H22	13	10	6	21	12	7	12	6	87	200
H27	12	9	6	18	11	8	11	6	81	198
増減	▲ 1	▲ 1	0	▲ 3	▲ 1	1	▲ 1	0	▲ 6	▲ 2

②中学校

市全体では大きな変化はありませんが、個別には、神栖二中及び波崎四中が2学級増え、波崎三中が3学級減少しています。

(単位：教室)

	神栖一中	神栖二中	神栖三中	神栖四中	神栖地区合計	波崎一中	波崎二中	波崎三中	波崎四中	波崎地区合計	市合計
H22	9	15	10	12	46	9	6	12	7	34	80
H27	9	17	10	12	48	9	6	9	9	33	81
増減	0	2	0	0	2	0	0	▲ 3	2	▲ 1	1

(3) 各学校の現在の規模

①小学校

市が定める適正規模の基準は概ね12学級ですが、平成27年度現在、12学級に満たない小学校は6校（波崎西、矢田部、土合、太田、須田、柳川）あり、その中で全学年を通してクラス替えができない小学校は2校（矢田部、柳川）あります。

◆ 12学級に満たない小学校

	1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計	
	人数	クラス	人数	クラス										
波崎西	39	2	25	1	37	1	32	1	49	2	47	2	229	9
矢田部	11	1	12	1	17	1	12	1	15	1	12	1	79	6
土合	45	2	36	1	40	2	39	2	43	2	40	2	243	11
太田	40	2	43	2	37	1	33	1	32	1	35	1	220	8
須田	48	2	54	2	36	1	44	2	52	2	40	2	274	11
柳川	17	1	21	1	17	1	16	1	19	1	25	1	115	6

◆ 12学級以上ある小学校

	1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計	
	人数	クラス												
息栖	130	4	125	4	101	3	120	4	127	4	104	3	707	22
軽野	75	3	64	2	60	2	68	2	61	2	75	2	403	13
軽野東	62	2	46	2	46	2	51	2	59	2	52	2	316	12
大野原	86	3	77	3	71	3	76	3	85	3	94	3	489	18
横瀬	85	3	82	3	100	3	101	3	101	3	88	3	557	18
大野原西	76	3	82	3	66	2	63	2	73	2	66	2	426	14
深芝	91	3	116	4	82	3	118	4	111	3	96	3	614	20
波崎	49	2	41	2	41	2	39	2	46	2	45	2	261	12
植松	85	3	101	3	96	3	80	3	91	3	99	3	552	18

②中学校

市が定める適正規模の基準は概ね9学級ですが，9学級に満たない学校は1校（波崎二）です。

◆9学級に満たない中学校

	1年 人数・クラス		2年 人数・クラス		3年 人数・クラス		合計 人数・クラス	
	波二	52	2	70	2	72	2	194

◆9学級以上ある中学校

	1年 人数・クラス		2年 人数・クラス		3年 人数・クラス		合計 人数・クラス	
	神一	97	3	101	3	107	3	305
神二	216	6	212	6	205	5	633	17
神三	115	4	116	3	84	3	315	10
神四	137	4	150	4	153	4	440	12
波一	90	3	82	3	88	3	260	9
波三	107	3	105	3	103	3	315	9
波四	113	3	113	3	92	3	318	9



2 将来の推計

平成27年度から平成33年度までの、市内小中学校児童生徒数の推計は以下のとおりと予測されます。

【推計方法】

平成27年9月の住民基本台帳を基に、学区ごとに1歳区分の年齢階層人口を調べ、当該人口がそのまま平成33年度まで加齢するとして算出した。

したがって、転入・転出や学区外への住居移転等は想定していない。

実際は、この5年間は予測より転出超過が多く、児童生徒数は現計画の見込みより大きく減少している。

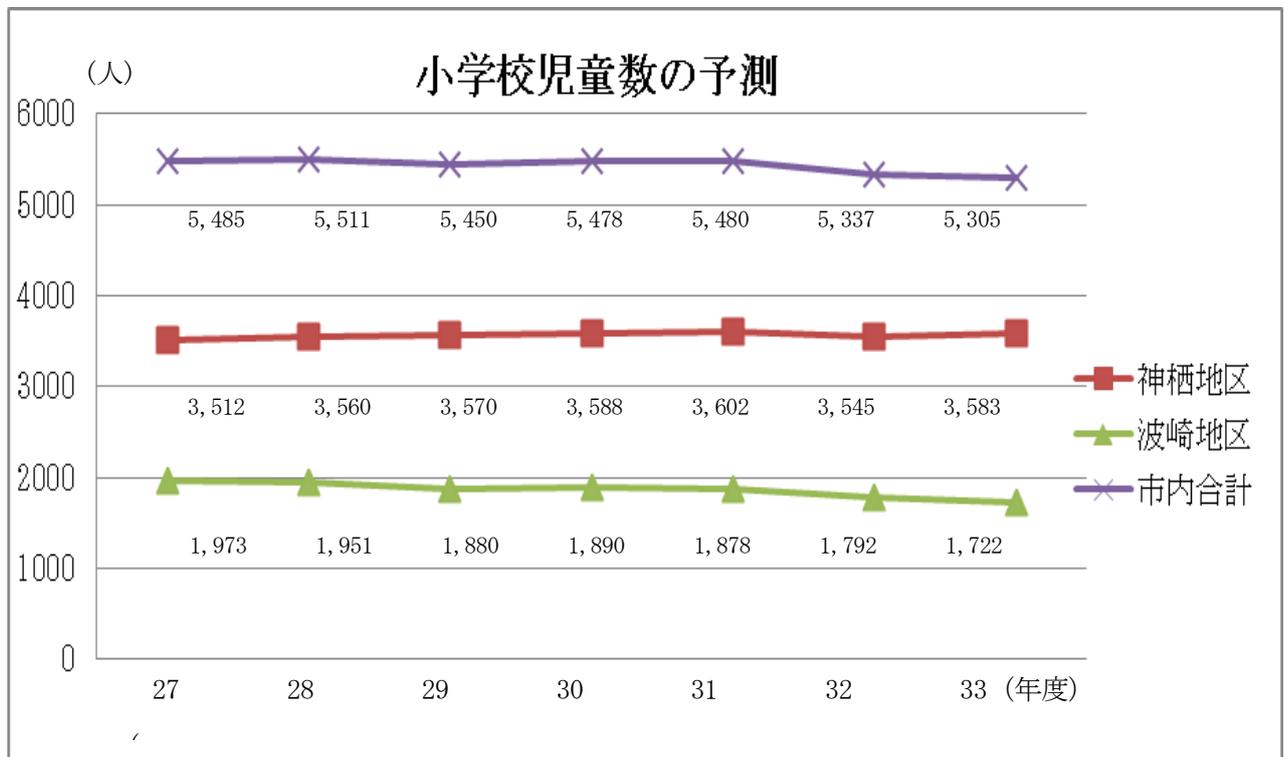
なお、当該予測は、転入・転出については見込んでおらず、同様の方法により推計した平成22年度の予測を結果と比較すると、実際には、予測より更に減少していることに留意する必要があります。

(1) 市全体の児童生徒数

① 小学校児童数

全体的に見ると、小学校児童数は平成31年度まではほぼ横ばいですが、それ以降は減少傾向になると予測されます。

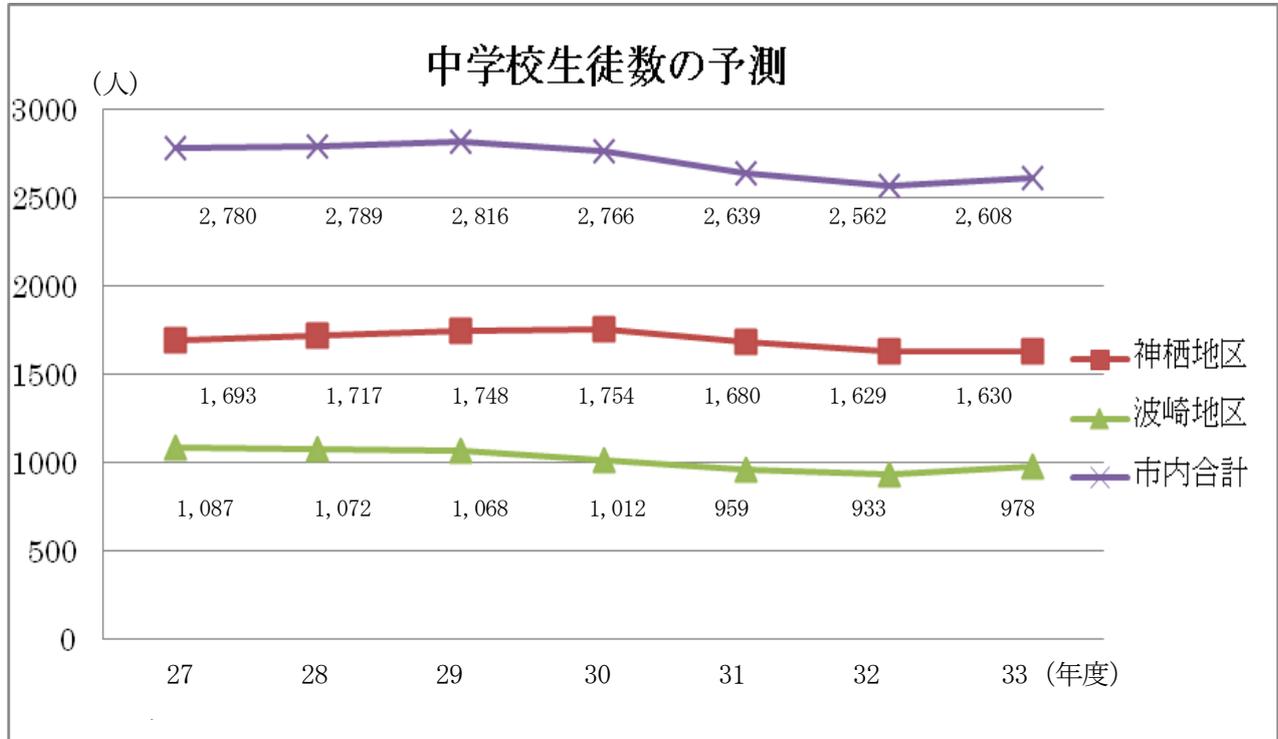
地区別では、神栖地区は微増の状態、波崎地区は減少傾向が続くとそれぞれ予測されます。



②中学校生徒数

全体的に見ると、中学校生徒数は平成30年度以降は減少傾向となります。

地区別で見ると神栖地区は平成30年度までは微増ですが、平成31年度からは減少傾向になります。波崎地区は減少傾向ですが、平成33年度は若干増えると予測されます。



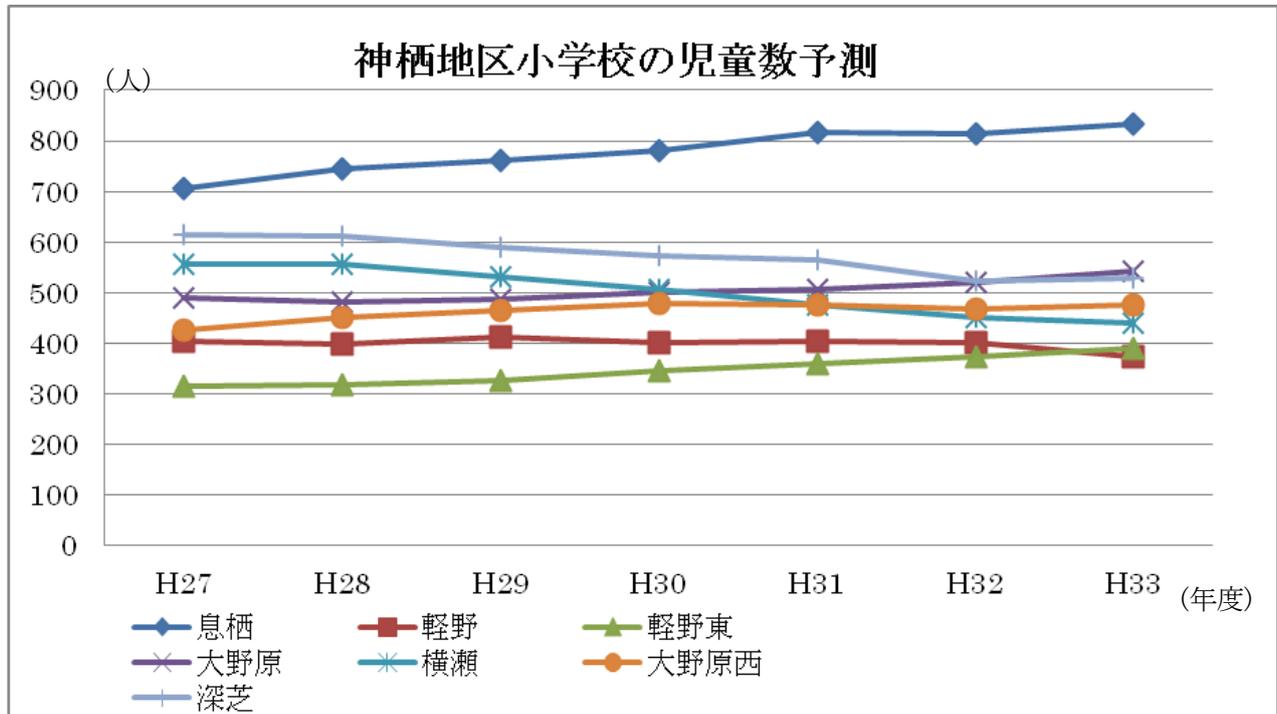
(2) 学校別での推測

①神栖地区小学校

息栖小学校、大野原小学校、大野原西小学校、軽野東小学校は、それぞれ今後も増加が続くと見込まれます。特に息栖小学校は100人以上増加すると見込まれます。

深芝小学校、横瀬小学校については、平成27年度以降は減少すると予測されます。

軽野小学校については、概ね横ばいで推移するものの、平成33年には減少すると予測されます。



②波崎地区小学校

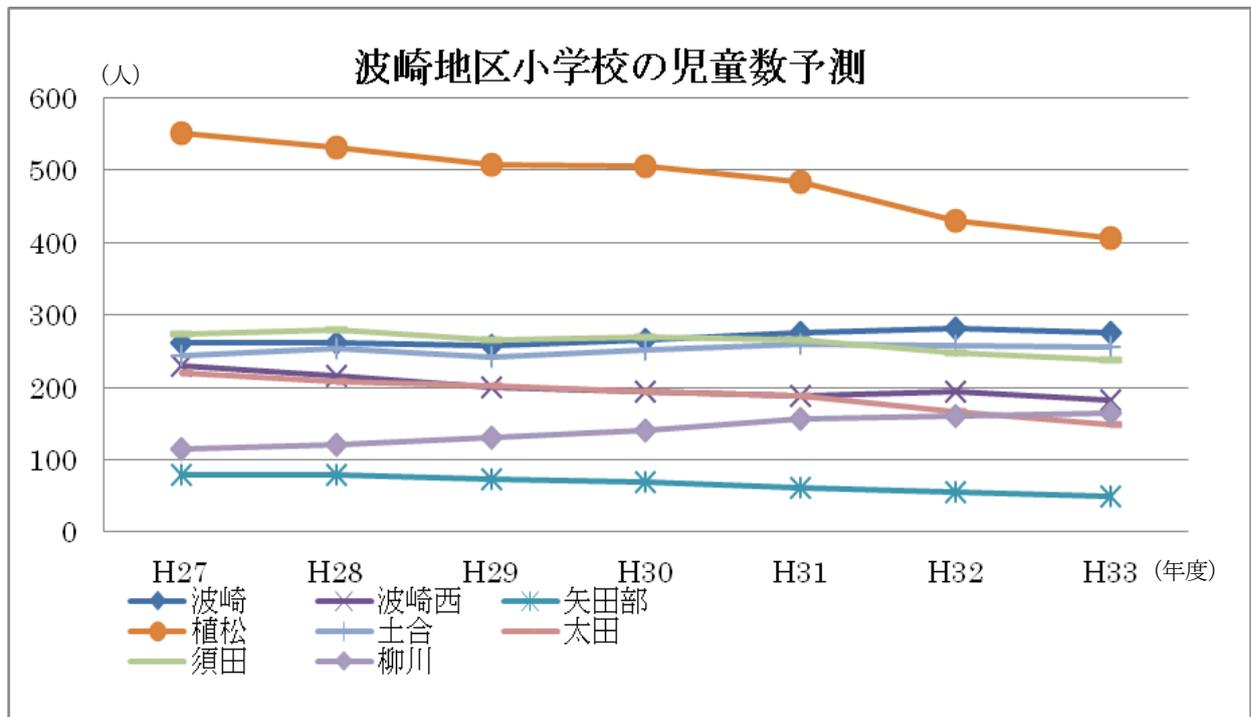
植松小学校については、毎年20人規模で児童が減少すると予測され、平成27年度の児童数から比較すると平成33年度は146人の減少になると予測されます。

逆に、柳川小学校は平成27年度まで減少傾向でしたが、平成33年度までは増加傾向（50人の増）になると予測されます。

矢田部小学校に関しては減少が続き、79人から50人（29人の減少）の児童数になると予測されます。

波崎小学校と土合小学校は増減を繰り返しますが、平成33年度の児童数は平成27年度と比較すると微増すると予測されます。

波崎西小学校、太田小学校、須田小学校は全体的に減少傾向になると予測されます。



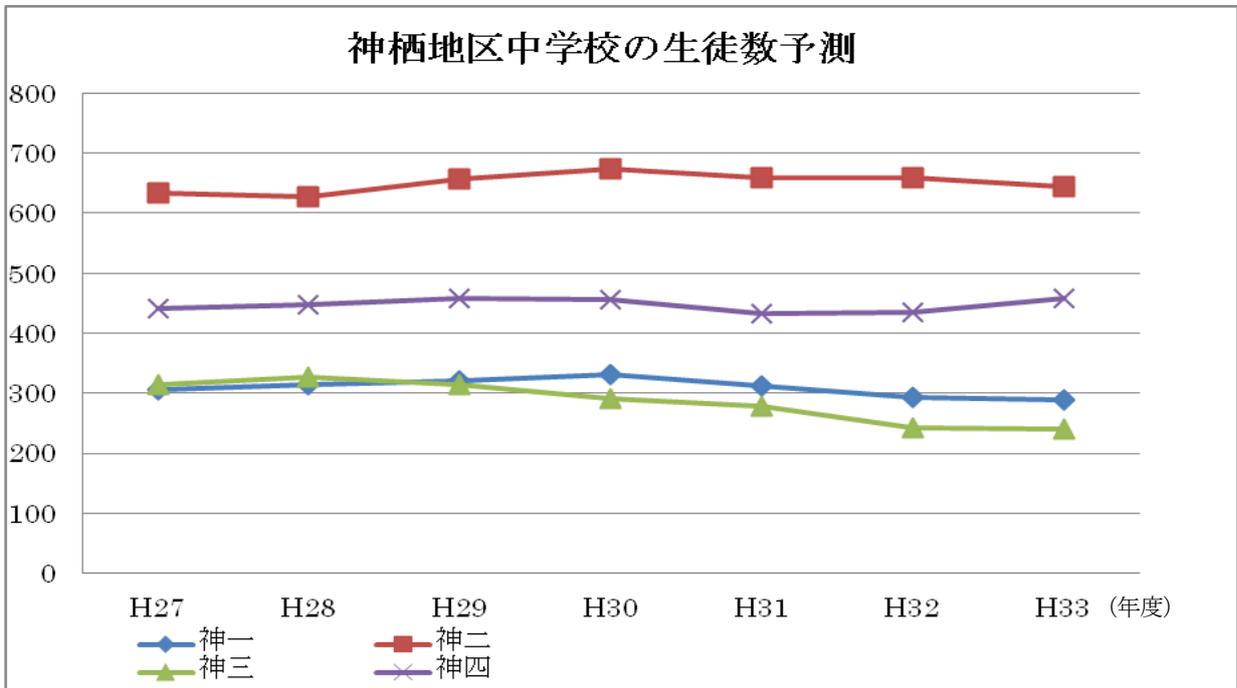
学校別 (小学校)

	息 栖	軽 野	軽野東	大野原	横 瀬	大野原西	深 芝	神栖地区合計
H 27	707	403	316	489	557	426	614	3512
H 33	834	374	389	541	441	475	529	3583
増減	127	▲29	73	52	▲116	49	▲85	71

	波 崎	波崎西	矢田部	植 松	土 合	太 田	須 田	柳 川	波崎地区合計	市合計
H 27	261	229	79	552	243	220	274	115	1973	5485
H 33	275	183	50	406	256	149	238	165	1722	5305
増減	14	▲46	▲29	▲146	13	▲71	▲36	50	▲251	▲180

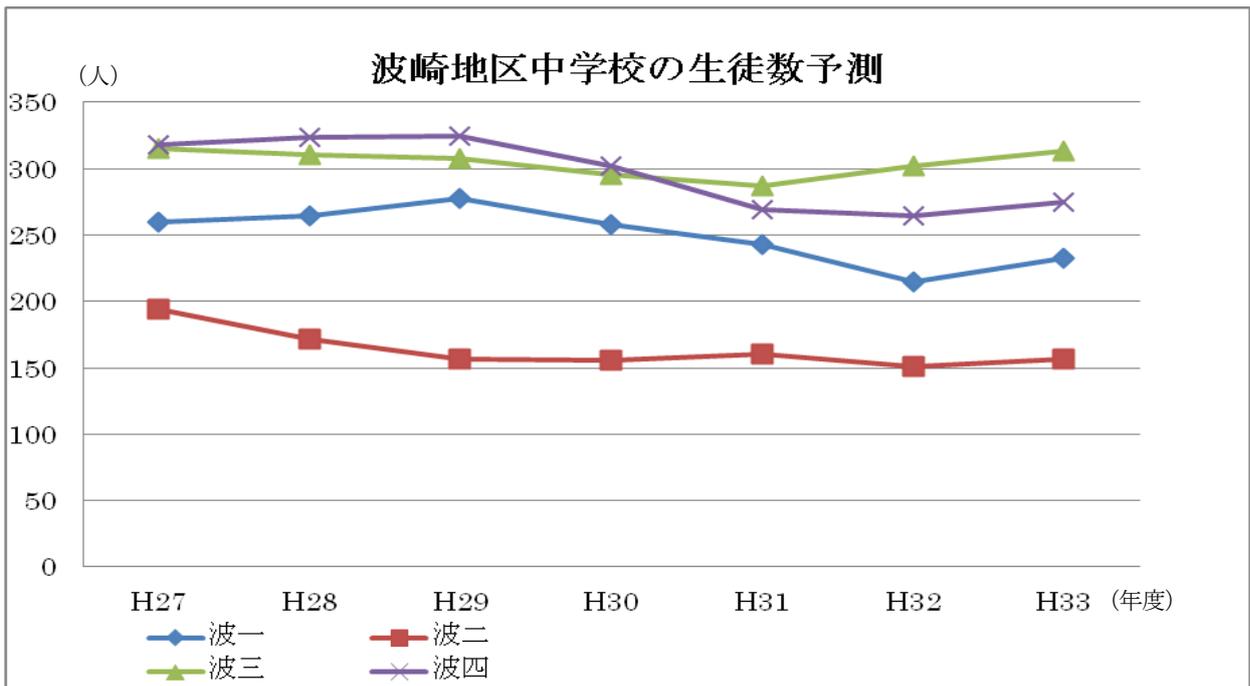
③神栖地区中学校

神栖地区の中学校に関してはそれほど増減はありませんが、神栖第三中学校に関しては他の神栖地区中学校と比較して減少幅が多いと予測されます。



④波崎地区中学校

波崎地区の中学校に関しては、全体的に平成27年度から全体的に減少傾向ですが、平成32年度から平成33年度にかけて若干増える見込みです



学校別（中学校）

	神栖一	神栖二	神栖三	神栖四	神栖地区合計	波崎一	波崎二	波崎三	波崎四	波崎地区合計	市合計
H 27	305	633	315	440	1,693	260	194	315	318	1,087	2,780
H 33	288	644	241	457	1,630	233	157	313	275	978	2,608
増減	▲17	11	▲74	17	▲63	▲27	▲37	▲2	▲43	▲109	▲172



(3) 各小中学校のクラス規模の予測

各中学校区内での小中学校のクラスの規模は、下記のような傾向になると予測されます。

①小学校

○軽野小学校，横瀬小学校の一部（神栖第一中学校区）

両校共に減少傾向ではあります。横瀬小学校は100人規模での児童数の減少が予測されます。しかし、両校とも基準を満たしたクラス替えのできる規模での状況が継続すると予測されます。（横瀬小の一部は神栖第三中学校区である。）

○息栖小学校，深芝小学校（神栖第二中学校区）

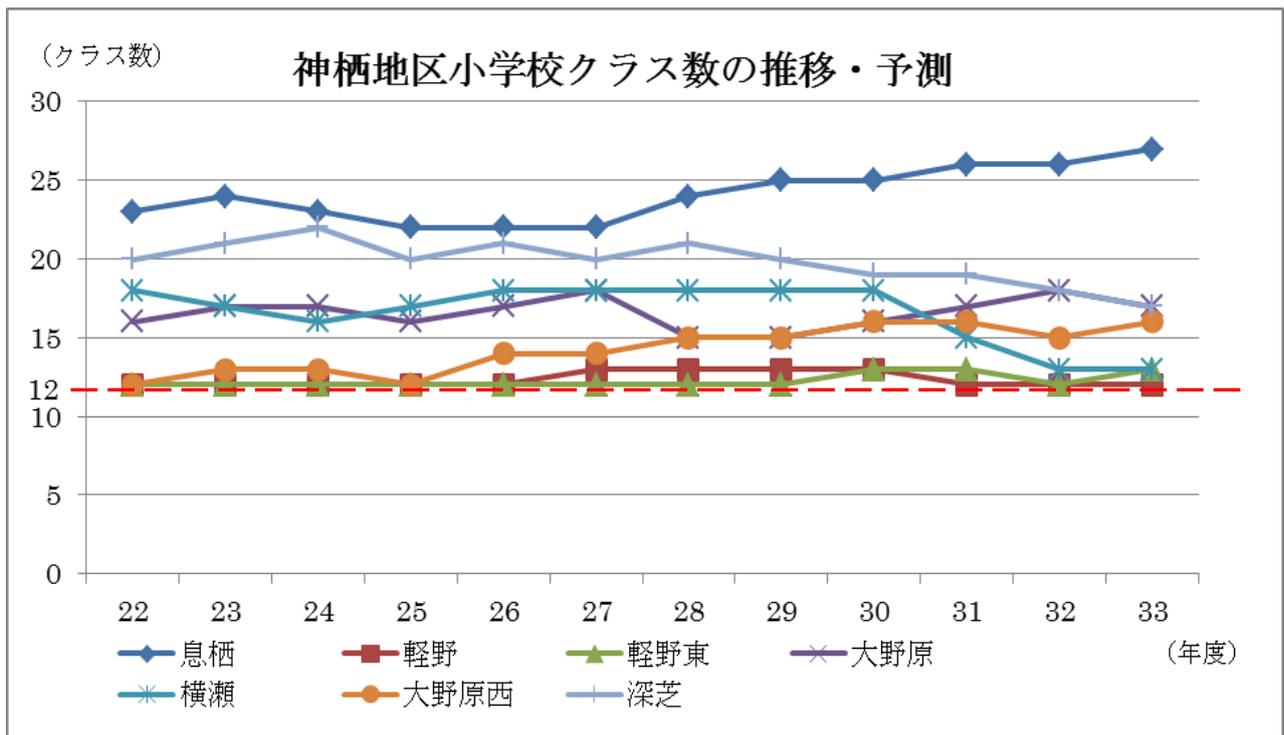
深芝小学校の児童数は減少傾向ですが、息栖小学校の児童数は増加が続くと見込まれるため、2校併せての全体的傾向は増加の見込みです。両校共に基準を満たしたクラス替えのできる規模での状況が続くと予測されます。息栖小学校は大規模校として継続すると予測されます。

○軽野東小学校，横瀬小学校の一部（神栖第三中学校区）

軽野東小学校児童数は増加傾向にあり、横瀬小学校児童数は減少傾向です。横瀬小学校は100人規模での児童数の減少が予測されます。横瀬小学校の一部が神栖第一中学校区であることから、中学校区内の児童数として考えると、微増もしくは横ばいと予測されます。両校共に基準を満たしたクラス替えのできる状況が継続すると予測されます。

○大野原小学校，大野原西小学校（神栖第四中学校区）

大野原小学校，大野原西小学校共に増加傾向で、両校共に基準を満たしたクラス替えのできる規模が継続すると予測されます。



○波崎小学校，波崎西小学校（波崎第一中学校区）

波崎小学校は微増ですが，波崎西小学校が減少傾向にあることから，全体的傾向は減少の見込みです。波崎小学校は基準を満たしたクラス替えのできる規模の学校であると予測されますが，波崎西小学校は全学年を通じてクラス替えのできない，基準には達しない規模の学校になると予測されます。

○矢田部小学校・土合小学校（波崎第二中学校区）

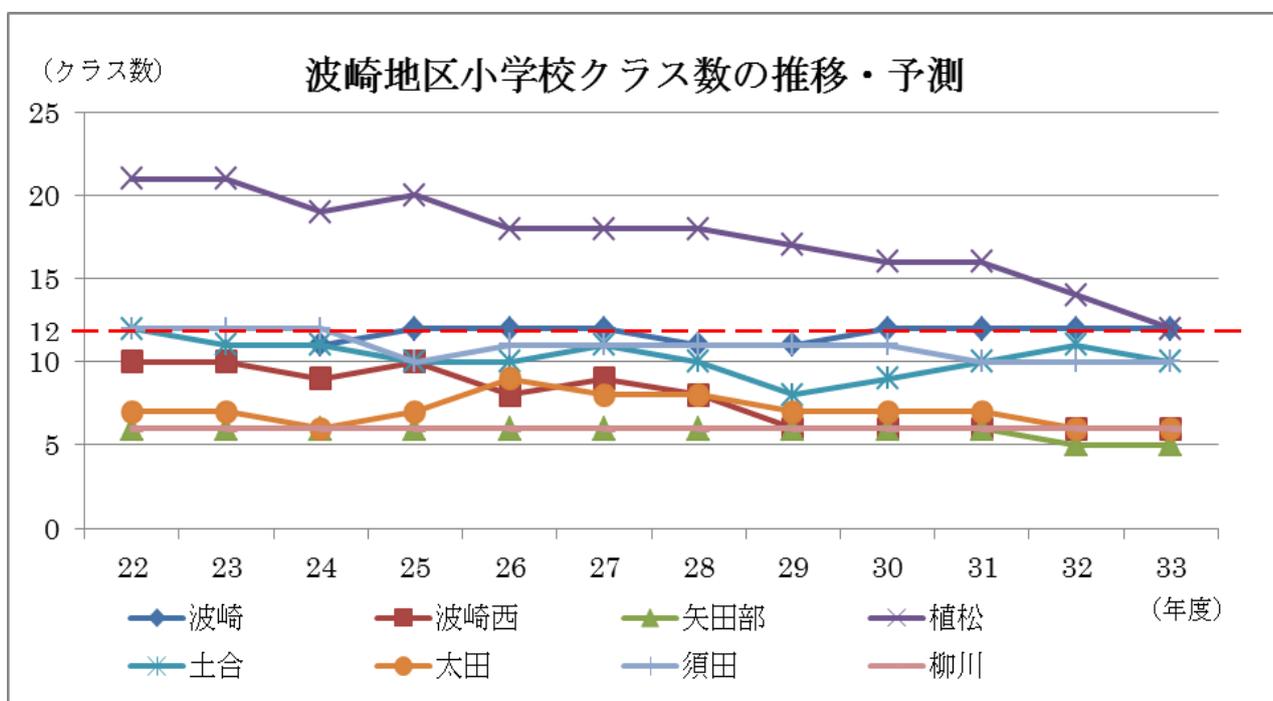
矢田部小学校は減少傾向であり，土合小学校は微増です。しかし全体的な子どもの減少が予測されます。特に矢田部小学校は平成32年度に複式学級になると予測されます。土合小学校についても，一部の学年でクラス替えができない，基準に達しない規模の状況が継続すると予測されます。

○太田小学校，須田小学校，柳川小学校（波崎第三中学校区）

太田小学校，須田小学校は減少傾向ですが，柳川小学校は増加する見込みです。太田小学校は全学年を通じてクラス替えのできない学校になると予測されます。柳川小学校においても基準には達しない規模で，全学年を通してクラス替えのできない状況が続くと予測されます。須田小学校は一部の学年でクラス替えができない規模での状況が継続すると予測されます。

○植松小学校（波崎第四中学校区）

植松小学校は急激な児童数の減少が見込まれますが，基準を満たしたクラス替えのできる規模が継続すると予測されます。



②中学校

○神栖第一中学校

生徒数は減少しますが、基準を満たしたクラス替えのできる規模での状況が継続すると予測されます。

○神栖第二中学校

生徒数は増加傾向で、基準を満たした規模の状況が継続すると予測されます。

○神栖第三中学校

生徒数は減少傾向にあり、クラス替えはできるが基準には達しない規模になると予測されます。

○神栖第四中学校

生徒数は増加傾向で、基準を満たした規模の状況が継続すると予測されます。

○波崎第一中学校

生徒数は減少傾向で、クラス替えはできるが基準には達しない規模になると予測されます。

○波崎第二中学校

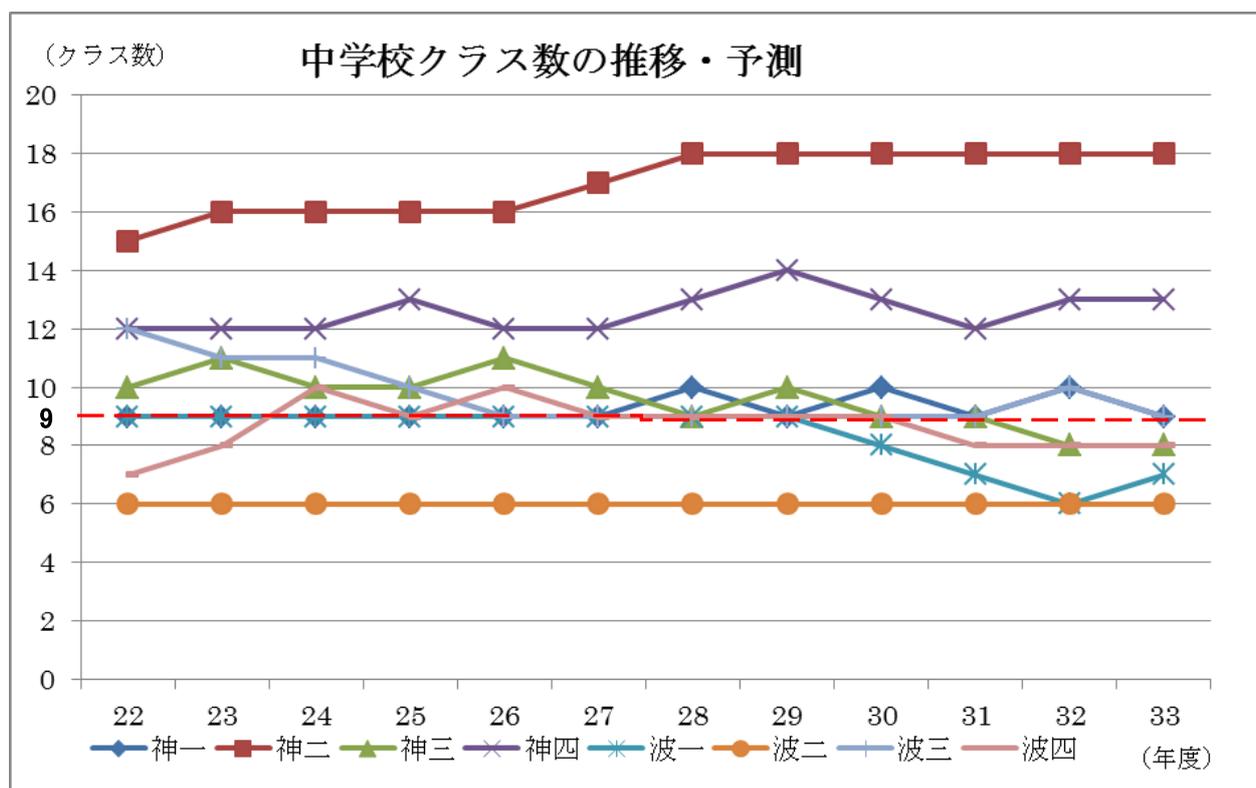
生徒数は減少傾向で、クラス替えはできるが基準に達しない規模の状況が続くと予測されます。

○波崎第三中学校

生徒数はほぼ横ばいで、基準を満たしたクラス替えのできる規模の状況が継続すると予測されます。

○波崎第四中学校

生徒数は減少傾向で、クラス替えはできるが基準に達しない規模の学校になると予測されます。



学級の標準人数

1学級当りの児童・生徒数は、法令で40人が標準と定められていますが、茨城県では少人数教育の拡充のため、小学校1年生から4年生までと中学校1年生を対象に、1学年あたり3学級を超える場合は35人学級としています。

また、神栖市では市独自で、平成22年度から小学校5年生についても35人を実施しております。さらに平成23年度からは、小学校6年生に拡充しています。

例) 1学年が108人の場合、

- ・標準人数では3学級（1学級あたり36人）
- ・少人数学級では4学級（1学級あたり27人）



第4章 学校の適正規模・適正配置の必要性

1 学校の役割

学校は、子どもたちが知識や学力を身につけるだけではなく、集団の中で人間関係を築き様々なことを学習しながら、体力の向上や自主自立性を育んでいくことを教育効果として期待するものであり、発達段階における子どもの人格形成面においても、学校におけるグループ活動や部活動、学校行事等とおして社会性を育むことが求められています。

小規模校には小規模校としての良さがたくさんあることは事実です。教師の目がきめ細かく行き届き、異学年の集団が形成されやすく、縦のつながりが深くなることなどがその典型です。

しかし、子どもたちが少ないと、お互いが切磋琢磨しながら伸びていこうとする面で、刺激が不足しがちになり、人間関係が固定化しやすく、多様な意見に触れる機会が少なくなることが懸念されます。

社会は多様な集団で構成されており、子どもたちが将来社会に出て行くことを考えれば、義務教育の過程において小さな集団から大きな集団までを経験させることが大切であり、そのためには一定の規模が必要になります。一定規模の学校集団の中でさらに活発な学校生活を送り、お互いに刺激し合うことができる、活力ある学校をつくっていくことは、教育効果の一層の向上につながると考えられます。

小規模校におけるメリットデメリット一覧（茨城県小・中学校適正規模検討委員会資料から/抜粋）

■児童生徒の関係

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">・学習指導等において、個に応じたきめ細やかな指導ができる。・授業や行事において活躍する場が多くなる。・児童生徒相互の交流や理解が十分に行える。	<ul style="list-style-type: none">・切磋琢磨、競い合いが少なく、集団生活になじみづらい。・話し合い活動や共同作業の活動で、学習内容の深まりや広がりができにくい。・多くの情報と触れる機会が少ないことから、多様な知識や価値観が育ちにくい。・対人関係で問題が生じた場合、その解消が難しくなる傾向にある。

■保護者について

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">・保護者間の連携がとりやすく、協力体制を築きやすい。・互いの児童生徒を把握しやすくなる。・一人ひとりの参加意識が高くなる。	<ul style="list-style-type: none">・環境整備や学校行事などの、保護者負担が大きい。・PTA会員が減少するため、活動に制限が加わる。・校外活動のバス代や卒業アルバムなどの保護者負担が大きくなる。

■学校施設の関係

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">・児童生徒一人あたりの施設、設備が充足している。	<ul style="list-style-type: none">・施設や設備の予算が分散され十分な整備が出来ない。

■教員や学校運営の関係

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">・教師と児童生徒の親密な関係が築かれる。・児童生徒一人ひとりの個性や課題を全教職員が共通理解を図りやすい。・教職員全体の意思疎通がしやすい。	<ul style="list-style-type: none">・教員定数上、教科教員の不足が生じ、中学校では専門教育が十分行えなくなる。・児童生徒を管理しすぎることになりやすいことから、主体性や社会性が育ちにくい傾向にある。・児童生徒の隠れた良さが気付かれにくい・校務分掌の負担が多く、指導の時間が制約される。・教員数が限られているため、研修会等への参加が制限されるほか、教員同士の研究体制が築けない。

2 指導体制の充実

指導体制の充実とは、教育効果を高めるために必要な条件です。一定規模の学校とすることで、学級数の増加に伴って、教員も増員し、中学校では各教科の専門教育が十分行えるようになります。これにより、子どもたちはいろいろな先生方から専門的な授業を受けることができるようになります。

また、校内で教員相互の研修の機会も増え、教員同士も切磋琢磨し合うことで、資質および指導力の向上にも結びつくことが期待できます。

3 充実した教育環境づくりの推進

学校の適正規模・適正配置を推進することで、施設の維持・管理費の効率化を図ることができるとともに、効率化による削減経費を教育環境の向上のためのソフト・ハード両面の施策に充てることが可能となり、さらなる教育環境の充実が図れます。

第5章 適正規模・適正配置の基本的な方針

1 適正化の基本的な考え方

神栖市における小中学校の現状と小規模校、大規模校それぞれの問題点等を踏まえた中で、本市が目指す学校教育の姿を実現するため、次の考え方に基づき、学校の適正化に取り組んでまいります。

(1) 子どもたちの教育環境の充実

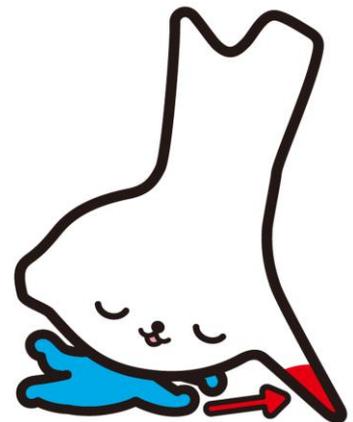
- 適切なクラス替えを通じて新たな人間関係が生じ、多様な価値観や考え方をもった仲間と触れ合えることができること。
- 課題別学習や選択教科，部活動，学校行事等において多用な選択肢を提供することができ，学校が活性化すること。
- 学校への帰属意識や連帯感が維持できること。
- 中学校では，進路面や生活面において，生徒一人一人の個性や特性に応じた指導が可能になること。
- 通学距離については，子どもたちの負担や安全に十分配慮すること。

(2) 教員体制の充実

- 小学校では，学年に複数の教員を配置できること。
- 中学校では，指導時間数の多い5教科に複数の教員を配置できること。

(3) 適切な学校運営

- 学年事務や校務分掌が適切に配分され，緊急時や学級経営上の問題が生じた場合に適切な支援体制を組むことができ，教員が児童・生徒の指導に十分な時間を確保できる体制を組めること。
- 特別教室や体育館などの施設利用に制限を受けることなく，授業時間を適切に割り当てることが可能なこと。



2 適正化の基準

これまでの基本的な考え方を踏まえ、本市における学校の適正規模の基準を次のとおりとします。

なお、この基準は、平成22年度に策定された基本計画において、神栖市の現状を踏まえ、小中学校の規模や通学距離等について様々な角度から協議された結果示されたものを踏襲するものです。

ただし、この基準に適合しない小規模校であっても、平成27年1月に示された「適正化の手引き」の内容を尊重し、小規模校のメリットを最大化し、デメリットを最小化することができる様な学校については存続を検討することとします

神栖市の適正規模の基準

学校の適正規模については、次のとおりとする。

【小学校】クラス替えが可能である各学年2学級以上となるおおむね12学級以上

【中学校】クラス替えが可能で全ての教科の担任が配置できるおおむね9学級以上

神栖市の適正配置の基準

適正な通学距離の基準を次のとおりとする。

【小学校】おおむね4km以内

【中学校】おおむね6km以内

参考

茨城県「公立小・中学校の適正規模について(指針)」

茨城県では、公立小・中学校における適正規模の指針を平成20年4月に作成していますが、その中で、以下のような適正規模の基準を示しています。

【公立小・中学校の適正規模の基準】

- 小学校においては、クラス替えが可能である各学年2学級以上となる12学級以上が望ましい。
- 中学校においては、クラス替えが可能で全ての教科の担任が配置できる9学級以上が望ましい。(国語・社会・数学・理科・英語に複数の教員の配置が可能)

公立小中学校の適正規模について(指針)から 茨城県教育委員会

第6章 適正規模・適正配置の手法

1 適正化の手法

学校規模及び配置の適正化については以下の方策が考えられますが、実施検討にあたっては、それぞれの学校や地域の事情や、特殊性を十分考慮し選択する必要があります。

(1) 通学区域の見直し

適正規模に満たない学校については、隣接校の通学区域の一部を編入すること、また、適正規模を超える学校では、逆に通学区域の一部を隣接校の通学区域へ編入することについて検討します。

(2) 隣接校との統合

適正規模に満たない学校において、その状況が継続すると見込まれる場合には、隣接校との統合について検討します。

なお、統合を検討する場合、小学校と中学校の連携についても検討します。

(3) 学校の分離

学校の分離を検討する場合は、適正化の基準を維持します。

2 適正化の手順

学校の規模や配置の適正化は、学級数が検討のための基準に該当したからといって、すぐに実施されるものではありません。学校関係者、保護者、地域の方々と教育委員会がより良い教育環境を整えるための共通の視点を持って検討を行い、合意形成を図った上で進めていきます。

(1) 地元説明会の開催

学校の適正化に向けて、対象となる保護者の方や地域住民の皆さんに対する地元説明会を開催し、合意形成を図っていきます。

(2) 協議会の設置

具体的な検討を行うにあたっては、必要に応じて、該当地区に、学校関係者や保護者、地域の方々と構成する協議会を設置し進めていきます。

(3) 準備会の設置

学校の統合や分離を実施する場合等で、学校を新設する場合は、準備会を設置し検討事項についての協議を行なうものとします。

3 特に留意する事項

(1) 地域の合意形成が原則

学校は、地域の拠点施設であるとともに災害時の避難場所であるなど、地域にとって必要な施設となっており、特に小学校は、長い歴史と地域コミュニティの拠点として重要なものとなっています。

適正化の検討にあたっては、その必要性を十分説明し理解を得るよう努めるとともに、地元の皆さんの意見・要望を十分踏まえて進めてまいります。

(2) 安全等に対する配慮

適正化により通学距離が遠距離となる場合や、通学路が変更となる場合が想定されますが、歩道の確保や防犯灯の設置など、子どもたちの安全の確保に努めるものとします。

また、通学距離が基準を超える場合などは、スクールバスなどの交通手段を検討するなど子どもたちの負担を軽減するよう努めます。

急激な環境の変化に伴う、児童・生徒の心のケアを十分に行うものとします。

(3) 各方策の関連事項

適正化により、その他、市の各種方策により地域に不具合が生じないように、関係部局とも連携を図りながら取り組んでまいります。

(4) 学校施設の有効活用

統廃合により廃止となる学校施設については、地域のニーズ等を踏まえ、市全体としての有効活用を検討します。

(5) 基本方針の見直し

本方針は、学級編成の基準等の制度改正など、方針に影響を与える変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。



第7章 適正規模適正配置の取組み

適正化の取組みについては、将来の児童・生徒数の推計等をもとに、原則として、先に示した適正規模の基準及び適正配置の基準に照らし、また今回検討委員会から提出された「提言書」及び「適正化の手引き」（資料編参照）のそれぞれの内容を尊重し、以下のとおり適正化に取り組んでまいります。

1	矢田部小学校と土合小学校の統合	平成22年度策定された神栖市学校適正規模適正配置基本計画では、矢田部小学校と波崎第二中学校との小中一貫校化が取組みとしてあがっていた。しかし、矢田部小学校については小規模校化が進み、平成32年度には複式学級となることが予測される。またこれから入学してくる児童においても、集団の中での学校生活をするのが、成長過程において非常に重要になってくる。このことから、矢田部小学校については、近隣の土合小学校との統合を進める。統合にあたっては、波崎第二中学校との小中連携等の施策も視野に入れ検討する。
2	神栖第二中学校の校舎の増設	神栖第二中学校については、生徒数が増加し教室数が足りなくなることから、早期の校舎を増築・開設を目指す。
3	その他波崎地区小中学校	波崎地区の小中学校は、植松小学校以外は現在も基準未達であり、今後更に児童数の減少が進み、学級数が減少すると予想されることから、規模の適正化を図る必要がある。また中学校も、平成33年度において、波崎三中以外は9学級を満たしていない規模の学校になることが予測される。 このため、波崎地区の小中学校の統合については、統合の区域を、学校の沿革や地域のつながり等を考慮した中学校の単位とし、4校へ統合することを検討すべきか、旧町村単位（波崎・矢田部・若松）で、3校とするのか、それともさらに将来の減少を見込み、2校まで統合するのかなど、慎重な検討が必要であることから、引き続き検討を進める。ただし、統合後に通学時間が相当長時間になる地区については、統合校舎の新設や、通学手段の確保策を検討しながら、保護者や地域住民と十分な意見交換を行い、学区の帰属を検討する。
4	息栖小学校と深芝小学校について	息栖小学校は児童数が市内で最も多い大規模校であり、今後数年も児童数は増加すると見込まれる。それに対し、深芝小学校の児童数は、平成22年当時の計画においては児童数が増加すると考えられていたが、今回の再検討では児童数が減少すると推測される。息栖小学校の児童数の推移と教室数の兼ね合いを見つつ、息栖小学校の学区の一部を深芝小学校に組み込むことも視野に入れ適性化を検討する。
5	その他神栖地区小中学校	神栖地区小中学校については、現時点ではクラス替えの出来る規模の学校を維持できると推測されることから、現状のままとして今後も検証を継続する。

1 早期に取り組むべき事案

適正化については、各学校における状況の違いから、早期に改善を図る必要がある事案を以下のとおりとします。

(1) 矢田部小学校と土合小学校の統廃合について、児童の減少に伴い早期に実施

(2) 神栖第二中学校校舎の増築を平成32年4月から供用開始を予定

なお、その他の事案にあっても、関係者等の合意形成が図られた場合は、順次実施してまいります。

2 実施計画の策定について

学校の適正化の実施にあたっては、具体的な方策を定めた実施計画を策定するものとします。

3 基本計画の見直しについて

本基本計画は、計画期間の10年間を経過した場合や社会情勢及び法令等の変化等により、必要に応じて見直しを図ってまいります。

なお、学校の統合再編については、施設の増改築に伴う財政措置や統合した後の廃校になった校舎の使用方法等、様々な要素が関わってきます。このことから、財政や企画など市長部局とも協議が必要となります。そこで、今後、計画の再検討が必要であると認められた場合は、市長部局とも連携をした委員会を設置し、必要に応じ市内学校の再編について協議をおこなっていくことも視野に入れ、計画の見直しを行うものとします。

第8章 神栖市立幼稚園の適正化

国から「子ども子育て支援新制度」が示されたことに伴い、平成27年4月より神栖市では「子どものための施設等再編基本計画策定委員会」を立ち上げ、「神栖市子どものための施設等再編基本計画」を策定しました。市内公立幼稚園の適正規模適正配置に関しては、今後その計画に基づき適正化を進めてまいります。

資料編

関係法令

○学校教育法施行規則（抄）

（昭和二十二年五月二十三日）

（文部省令第十一号）

第四十条 小学校の設備，編制その他設置に関する事項は，この節に定めるもののほか，小学校設置基準（平成十四年文部科学省令第十四号）の定めるところによる。

第四十一条 小学校の学級数は，十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし，地域の実態その他により特別の事情のあるときは，この限りでない。

第六十九条 中学校の設備，編制その他設置に関する事項は，この章に定めるもののほか，中学校設置基準（平成十四年文部科学省令第十五号）の定めるところによる。

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで，第五十条第二項，第五十四条から第六十八条までの規定は，中学校に準用する。この場合において，第四十二条中「五学級」とあるのは「二学級」と，第五十五条から第五十六条までの規定中「第五十条第一項，第五十一条又は第五十二条」とあるのは「第七十二条，第七十三条（併設型中学校にあつては第百七条において準用する第百七条，連携型中学校にあつては第七十六条）又は第七十四条」と，第五十五条の二中「第三十条第一項」とあるのは「第四十六条」と読み替えるものとする。

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（抄）

（昭和三十三年六月二十七日）

（政令第百八十九号）

（適正な学校規模の条件）

第四条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は，次の各号に掲げるものとする。

- 一 学級数がおおむね十二学級から十八学級までであること。
- 二 通学距離が，小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内，中学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。
- 2 五学級以下の学級数の学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては，同項同号中「十八学級」とあるのは，「二十四学級」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても，文部科学大臣が教育効果，交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは，当該学級数又は通

学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（抄）

（昭和三十三年五月一日）

（法律第百十六号）

（学級編制の標準）

第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

2 各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	四十人
	二の学年の児童で編制する学級	十六人(第一学年の児童を含む学級にあつては、八人)
	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	八人

中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)	同学年の生徒で編制する学級	四十人
	二の学年の生徒で編制する学級	八人
	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	八人

3 各都道府県ごとの、公立の特別支援学校の小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数の基準は、六人(文部科学大臣が定める障害を二以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあつては、三人)を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

平成27年度神栖市立学校適正規模適正配置検討委員会での提言内容（抜粋）

（平成27年11月から平成28年3月開催）

1 小学校

植松小学校を除く波崎地区の小学校は、現在も基準未満であり、今後更に児童数の減少が進み、学級数が減少すると予想されることから、規模の適正化を図る必要があります。

この場合、学校の沿革や地域のつながり等を考えると、統合の区域は、中学校の単位が望ましいため、波崎地区の小学校は、中学校区を単位として、4校へ統合すること検討すべきです。

ただし、統合後に通学時間が相当長時間になる地区については、統合校舎の新設や、通学手段の確保策を検討しながら、保護者や地域住民と十分な意見交換を行い、学区の帰属を検討すべきです。

①矢田部小学校および土合小学校

両校とも基準を満たしておらず、特に、矢田部小学校については今後さらに小規模化が進み、平成32年度には複式学級になると想定されます。複式学級は、児童の教育環境に与える影響が大きいことから、複式学級化する前に児童の教育環境を整えるべきです。

このため、矢田部小学校と土合小学校は統合すべきです。

この場合、過去の統合の事例から、統合の方針が出されると、保護者が児童生徒の環境を懸念し、統合に先んじて転校させることにより、一気に、小規模校の児童生徒数の減少が加速化することが知られています。矢田部小学校については、現在でも、保護者の間で将来を不安視する意見もあることから、早急に土合小学校との統合を進めるべきです。

なお、現計画では、波崎第二中学校との小中一貫校化が提言されていますが、小中一貫校化は、教員数の確保など学校運営上の利点等はあるものの、一定の児童生徒数を確保するという、規模の適正化の根本解決にはならないことから、現在の矢田部小学校は、小中一貫校化ではなく、学校統合により適正化を図るべきです。

②波崎西小学校

波崎西小学校については、現在9学級であり、平成33年度において6学級になると予測され、全学年を通じてクラス替えの出来ない学校になると想定されます。このため、波崎小学校との統合に向けた検討を進めるべきです。

③太田小学校、須田小学校、柳川小学校

太田小学校、須田小学校は現在基準を満たしておらず、また柳川小学校は全学年を通じてクラス替えの出来ない規模です。平成33年度には、須田小は、引き続き基準未満であり、太田、柳川は、全学年を通じてクラス替えのできない学校になることが予測されます。

この3校は、現在波崎第三中学校の学区を構成していることや、旧若松村であったことなどのつながりを考えると、3校の区域を一つとして、統合に向けた検討を進めるべきです。

ただし、通学区域が相当広くなることから、3校の中心部に統合校舎を新設することや、児童の通

学バスを走らせることなど、児童の通学時間を短縮するための方策とあわせて、検討をすすめるべきです。

2 中学校

中学校については、現在、基準未満であるのは、波崎第二中学校のみですが、今後、神栖第三中学校、波崎第一中学校、波崎第三中学校も、基準未満になると想定されます。小学校区に比べ、学級数の減少の速度は遅いものの、今後の減少を見込み、中学校についても、統合に向けて検討を進めるべきと考えられます。

ただし、統合の区域については、通学区域の広さがどこまで許容されるのかや、どの程度の規模を確保するか、その結果、学校数はどの程度になるかなどについて、引き続き、検討が必要なため、今後、教育委員会において、継続して検討すべきと考えます。

①神栖第三中学校

神栖第三中学校においては、平成33年度には基準に達しない学校になると想定されます。

現在、横瀬小学校の児童が、神栖第三中学校と神栖第一中学校の両校に進学し、分かれていることなどを考慮すると、基本的には、神栖第三中学校は神栖第一中学校との統合が望ましいと考えられますが、通学区域が広範囲に広がること等も考慮し、適正化のあり方については、引き続き検討すべきと考えます。

②波崎第一中学校、波崎第二中学校、波崎第三中学校、波崎第四中学校

平成33年度において、波崎第三中学校以外は9学級を満たしていない規模の学校になると予測されます。

このため、波崎地区の中学校の統合についても検討する必要がありますが、統合の区域を、旧町村単位（波崎・矢田部・若松）で、3校とするのか、それともさらに将来の減少を見込み、2校まで統合するのかなど、慎重な検討が必要であることから、引き続き検討すべきと考えます。

3 大規模校への対応

市内における大規模校としては、息栖小学校、神栖第二中学校が挙げられます。両校とも児童生徒数は増加傾向ではあるが、平成33年度に予測される学校規模としては過大規模校とは言えない状況ではあるところです。息栖小学校については、施設面と深芝小学校との学区面の両方を考えながら今後検討して頂きたいと考えます。

なお、神栖第二中学校については教室数が足りないため、増築を図る等の対策をしている、ということなので早急に対応して頂きたいと考えます。

4 適正配置の基準について

平成27年1月、国が示した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」において、適切な交通手段の確保を前提に、通学時間について「おおむね1時間以内」を一応の目安とすることが

示されたところです。

このため、当市においても現計画で定める通学距離に加え、通学バスなど適切な交通手段が確保されることを 前提に、通学時間を1時間以内とする基準を加えることが望ましいと考えます。

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（要旨抜粋）

（平成27年1月27日 文部科学省策定）

1 基本的な考え方と手引の位置付け

（基本的な考え方）

- ・学校規模適正化の検討は、児童生徒の教育条件をより良くする目的で行うべきもの。
- ・学校統合を行うか、学校を残しつつ小規模校の良さを活かした学校作りを行うか、休校した学校の再開を検討するかなど、活力ある学校作りをどのように推進するあかは、地域の実情に応じたきめ細やかな分析に基づく各設置者の主体的判断。
- ・コミュニティの核としての学校の性格や地理的要因・地域事情等に配慮する必要。特に過疎地など、地域の実情に応じて小規模校の課題の克服を図りつつ小規模校の存続を選択する判断も尊重。

（手引の位置付け）

- ・必ずしも検討が進んでいない市町村も多く、検討に必要な資料の提供等の国による支援が求められている。
- ・学校規模適正化や小規模校の充実策の検討に際しての基本的方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめ、各自治体の主体的な取組みを総合的に支援する方策の一環として策定するもの。

2 学校規模の適正化

- ・学校小規模化の影響について、学級数の観点に加え、学校全体の児童生徒数やクラスサイズ等の様々な観点から整理。
- ・その上で、学校規模の標準（12～18学級）を下回る場合の対応の大まかな目安について、学級数の状況ごとに区分して提示。

3 学校の適正配置（通学条件）

- ・スクールバス利用等、通学実態の多様化を踏まえ、従来の通学距離の基準（小学校：4km以内、中学校：6km以内）に加えて、通学時間を設定する場合の目安を提示。

⇒1時間以内を一応の目安として、市町村が判断

（適切な交通手段を確保し、遠距離通学のデメリットを一定程度解消する前提）

4 学校統合を検討する場合の留意事項

- ・保護者，地域住民と教育上の課題やビジョンを共有し，理解を得ながら検討を進める上での工夫例を提示。

(内容例)

○統合の適否に関する合意形成	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模の課題の可視化と共有 ・統合効果の共通理解 ・保護者や地域代表が参画した統合プランの検討 ・住民アンケートの実施 等
○魅力ある学校作り	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程特例校制度等を活用した魅力的なカリキュラムの導入 ・地域との協働関係を生かした学校づくり ・小中一貫教育の導入 ・施設設備の充実 等
○統合により生じる課題への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・バス通学による体力低下への対応 ・児童生徒の環境適応支援 ・廃校校舎の地域拠点としての活用 等

5 小規模校を存続させる場合の教育の充実方策

- ・小規模校のメリットを最大化し，デメリットを最小化することができるよう様々な工夫例を提示。

(内容例)

○小規模校の良さを活かす方策	<ul style="list-style-type: none"> ・小人数であることを生かした教育活動（外国語の指導や実技指導等）の徹底 ・個別指導，繰り返し指導の徹底等による学習内容の定着 ・地域の自然，文化，産業資源等を活かした特別なカリキュラムの編成 ・地域との密接なつながりを活かした校外学習，体験活動の充実 等
○小規模校の課題を緩和する方策	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育による一定の学校規模の確保 ・社会教育施設等との複合化による教育活動の充実 ・ICTの活用による他校との合同授業 ・小規模校間のネットワークの構築 等

神栖市学校適正規模適正配置基本計画（改訂版）

発 行 神栖市教育委員会
発行日 平成28年10月
編 集 神栖市教育委員会学務課

〒314-0408 茨城県神栖市波崎6530番地
電 話 0479-44-6493
FAX 0479-44-1117
メールアドレス gakko@city.kamisu.ibaraki.jp